

学区外(指定学校変更許可)申請に関わる手引き

担当課係名：館山市教育委員会教育総務課学校教育係
電 話：0470-22-3694

- 市立小・中学校の学区については[通学区域一覧表](#)に定めるとおりですが、事情により学区以外の学校への就学を希望する場合には、指定学校変更許可申請が必要になります。
＜平成27年度分から、許可事由により卒業までの申請を可能とします。＞
- 市外に居住(住民登録)している場合で、事情により館山市立小中学校への就学を希望する場合には、区域外就学申請(別申請)が必要になります。
- 学区外(指定学校変更)または区域外就学が許可となる理由は、下記の表のとおりです。

※いずれも学校の受入態勢が整っており、通学の安全上支障がないことが条件となります。

※理由によって提出する証明書類が異なりますので、詳細については教育総務課までお問い合わせください。

※決定の通知が届くまでに一週間前後かかりますので、許可期間満了にご注意ください。

区分	許可事由	許可期間	添付書類
1	学年(期)途中に通学区域外へ転居等をし、引き続き現就学校に学年(期)末まで通学を希望する場合	当該年度	
2	卒業学年において通学区域外へ転居等をし、引き続き現就学校に通学を希望する場合	当該年度	
3	地理的条件(通学距離が短くなる)に該当する場合	当該年度から卒業まで	
4	共働き等保護者の就労に係わる事情により、やむを得ず児童・生徒を第三者に預けなければ通学が困難と認められる場合	当該年度から卒業まで	就労証明書・預かり承諾書等
5	入学又は新学期当初に転居等を予定し、転居までの期間、現住地から転居予定地区域の学校に就学を希望する場合	当該転居等までの期間(当該年度)	転居予定地や時期を証明する書類の写し

6	兄弟姉妹が指定学校変更を承認された場合、学校と家庭との連絡などの関係から、兄弟姉妹と同一の学校に通学させることが適当と認められる場合	当該年度から卒業まで	兄弟姉妹の許可書の写し(紛失等はお申し出ください。)
7	現就学校の友人との友好関係を継続させたい場合	当該年度から卒業まで	
8	修学旅行・運動会等の学校行事への参加まで期間, 通学を希望する場合	事由解消まで	
9	心身の疾患等で通院に都合がよい場合	当該年度から卒業まで	医師等の診断書
10	その他教育委員会が特に必要と認める場合	当該年度から卒業まで	

※この基準は変わることがありますのでご注意ください。

<注意事項>

小学校入学時において、「幼稚園の友達と同じ学校に入学したい」という友人関係を理由とする指定学校の変更は原則認められません。